

島根総合発展計画に寄せられた意見

1 ホームページへの入力による意見	(2件)
2 メールによる意見	(5件)
3 郵送・FAXによる意見	(1件)
<u>3 その他の方法による意見</u>	<u>(2件)</u>
計	(10件)

※ 原則として原文のまま掲載しています。

1 ホームページへの入力による意見(2件)

① 島根県、出雲市

1月17日（木）浜田会場の説明会に参加させていただきました。わかりやすい説明で、参加者から積極的な意見も出され良かったと思いました。総合発展計画に対する意見を下記のとおりお伝えします。

記1

全体的印象 島根らしさや島根固有または他県の先駆けた取組（施策）が少ないと思います。（いずれも重要な施策ではあります）

2 具体的な提案

(1) 環境保全・向上施策の展開～環境先進県 島根づくり～

県土の地理的状況や全国に占める産業シェア等の割合が零細な本県が産業の活性化を図る上で、立地条件やスケールメリットでは他県に比較して有利な立場にはありません。そこでIT産業等の発展に加え、島根県の優れた自然環境を活かした環境保全・向上を図るための施策を提案します。故坪田愛華ちゃんの想いを国内外へ広めながら、水質浄化技術開発に関する先駆的な取組等、環境維持・向上に資する産業振興や県民運動等を施策として推進していくことが「島根らしさ」に繋がるものと考えます。

(2) 異業種連携促進施策の展開～島根の産業スクラムトライ～

21世紀の産業や科学分野のキーワードに「統合」が挙げられています。1産業分野だけでの問題解決には様々な壁があり限界感が広まりつつあります。（例えば構造的に低迷する農林水産業や瓦産業、優れた伝統技術でありながら生活スタイルの変化により伸び悩む来待石灯籠等々）それぞれの分野から一歩外へ飛び出し、1次産業、

2次産業、3次産業との交流、技術提携（活用）等から新たな発見と創造が期待されます。既に国においては農工連携が提唱されているところですが、本県産業の活性化戦略の一つとして、県内外の企業や団体等との協働による異業種連携を促進する施策展開が必要ではないかと考えます。

② 島根県

島根県における新産業創出事業の成果が具体的に出ていない。いくら税金を投資し、どのような成果がでているのか。具体的な、事業別損益状況を踏まえた上で、見極め基準が県民に示されないまま、次期計画策定には不備と行く末に不安がある。このまま、事業をつづけるのであれば、どのくらいで成果が出るのか、2年か3年か5年かを示すぐらいの実施施策の現状と課題も記載るべき。その上で、方向性を出さないといかにも結果を隠し、実際の成果が県民に全く評価できない。県の行った構造分析において、おおまかな金の流れはつかめたが、県内企業の取引先別にどの程度金が流出しているかもっと調査をするべき。その上で、どんな企業誘致や研究支援をするかにより、まだ成果のできる事業があるはず。

今後は、環境リサイクル事業を重点的にどのように県として支援するのか、世界情勢はいずれこの分野へシフトすることは目に見えている。水の都らくしく、水質浄化や保全への取組や全国大会を県に誘致し何ができるかを研究すべき。

また、リサイクル事業は他見の食料廃棄物を受け入れ、建設業の事業転換を促すべき。この他県企業からの廃棄物を環境税を条例で定め、受け入れ、肥料や農業支援、バイオマスに活用し、県内地域の企業への優遇措置としても考慮するべき。このような取組を島根の競争力として戦略的に行うために、資金を投入、研究することは結果が見えるし、外貨獲得や農業支援にもなるはず。

このような大きなシナリオや部署間の連携のとれないイメージの計画ではいつまでたっても島根は変わらない。もう少し、産業と農業振興、観光、教育（人材育成）、企業誘致がどのようにリンクするのか見えない計画では困る。石見地域においては産業がないというが、既存企業へ広島岡山から毎日各種サービスを行っている会社があることにも目をむけ、地元で同一のサービスができないかとか、何ができるか今一度調査が必要。浜田には高速があり、出雲部と比べ地理的に有利ではあるが全く県として生かす方針が出ていないのは資源を生かしていない、知恵を出していないに他ならない。もう少しきちんとした政策であるべきでかつ総花的で評価のできない

ようなものは作らないでほしい。県の方針から市町村の方針へきちんとリンクし、個別に同じような事業を実施しないような仕組みづくりをすることも必要。バラバラすぎる。企業であればベクトルがそれていれば力は出せないことは旧知のことであるが、島根県は一部の人間の計画案があまり検討されることなく、それも赤字を垂れ流す事業を何年も継続していないか再度検討されたし。

2 メールによる意見(5件)

① 島根県、松江市

(別紙1のとおり)

② 島根県、松江市

次のア、イのとおり、意見等をお送りします

ア、p14～p15

第2章 2 島根の現状と課題 (2) 産業 [農林水産業] 農業
及びp28

第4章 1 政策推進の方向 (1) 『活力のあるしまね』の実現
に向けて

● 農林水産業では・・・
の記述について

昨今の農業を取り巻く情勢において

県レベルでは 「しまね食と農の県民条例」の制定

国レベルでは 「有機農業推進法」の制定 「農地・水・環境保全
向上対策」の実施

世界・地球レベルでは 「地球温暖化は疑う余地がない」ことの国
際的な認知

これらを認識して行動することが大切であり、

今後は、これまで優先してきた効率性ではなく、常に環境のこと
を考え、全て国民が実践・行動することが求められていると思います

農業分野においても

「自然循環機能を維持・増進させ、環境に配慮・調和した持続可能
な農業生産」を行うことが、益々求められます

また、そのことが、「消費者ニーズに的確に対応」「売れる農産品」
につながるとともに、「安さ」から「安全」「安心」へシフトしてきた
「消費者ニーズ」そのものを、さらに一步進めて「環境」にまで発展
させ、「消費者ニーズ・売れる農産物」＝「環境に配慮して生産された
農産物」となるような社会に、成熟させることが必要であると思いま
す

よって 本項目の中に

「自然循環機能を重視した環境に配慮・調和する(した)農業の推進」
とか「環境を守る農業の推進」 というような趣旨の記載を加えてい

ただくことを求めます

イ、 p 15

第2章 2 島根の現状と課題 (2) 産業 [農林水産業] 農業

第6次産業化 の欄外の説明について

本来の意味と違うと思います

このように記載するのであれば、本来の意味を記載した上で行われるべきだと思います

本来の意味とは・・・

農畜産物の生産（1次）だけでなく、食品加工（2次）、流通・販売等（3次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第2次・3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組

1次×2次×3次=6次

③ 所在記載なし

島根県・隠岐諸島の知夫村（ちぶむら）でのタヌキ駆除問題が問題になつているようで、メールいたしました。

島根県・隠岐諸島の知夫村（ちぶむら）でのタヌキ駆除問題を利用し、村および島根県にとって困ったこの問題を、島根県を活気づけるチャンスとして利用することを考えてください。

・村おこしをかねて、一定期間試験的に、島根県に、タヌキ被害防止モデル地区の検討してください。

・具体的には、下記のような案を提案します。

ー全国から柵を作るためやタヌキの害を防ぐための作業員ボランティアを島根県が募集、その代わりに宿をボランティアに知夫村もしくは近隣の村が提供してする

ー人里に降りてきたタヌキは、〇〇獣医師に避妊去勢してもらう。(〇〇県の〇〇〇〇獣医師は「タヌキも不妊去勢手術（人道的方法）によって繁殖をコントロールできます。捕獲、殺処分に用いる費用で保護、手術を行うべきであり、必要があれば、現地で手術を行います。」とおっしゃっています。)

ー獣友会の人にはそのタヌキを山に戻してもらう。

ーそれを試したあと、だめならそのときに駆除を含めて再度検討。

ー島根県が進めている「島根暮らしU I ターン支援事業」と抱き合わせて行なうことも検討。http://www.teiju.or.jp/life/?basic_gaiyo

・村、島根県にとってのメリットもあります。

ータヌキ害防止用の人材を全国から募集することにより、マスコミの注目も浴び、島根県に注意を向けさせることができる。

—作業用の人が来て、作業することにより、宿などは提供なども検討していただきたいが、生活をそこですることになれば、お金が島根県に落ちることになる。

—すぐに動物を殺してしまう、というマイナスイメージを回避できる。

—全国の人たちとつながりができる。

④ 島根県、出雲市

1. はじめに

この「島根総合発展計画 基本構想編」「中間とりまとめ」を読ませてもらいました。

全体的には事務局や島根県総合開発審議会の方々の苦心の跡がみられると共に良くまとめられていると感じました。ただ、各論について県民にきちんと内容を伝えていないような部分があったので意見を述べさせてもらいます。

2. 問題点

3 p にある【総合発展計画のイメージ図】の中のピラミッド図における実施計画の部分に県の施策、事務事業と協働する相手として「県民・企業・NPOなど様々な主体による取組み」が挙げられています。

この中の「NPO」というカテゴリーについてきちんと説明されているかどうか、やや疑問と思える箇所が「中間とりまとめ」の中にあります。

3. 問題箇所

22 p の[社会活動]

本来ならこの項目の中で前述した「NPO」の定義をきちんと記述すべきであると思います。しかしながらここでは「NPO法人をはじめとする・・・」というくだりからはじまり、全体的にNPO=NPO法人となるような偏った記述になっています。

先ず、この「社会活動」の枠が県民全体の社会活動としての枠であるなら、以下の3つのカテゴリーについてきちんと記述すべきではないでしょうか。

- ①個人としてのボランティア活動
- ②NPOとしての任意団体
- ③NPOとしてのNPO法人

特に①個人としてのボランティア活動については総務省が昨年実施した社会生活基本調査で、住民がボランティア活動にかかわった割合（行動者

率) は島根県は 34% と全国 2 位であり、 25 p にある島根が目指すべき将来像「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」の誇りと自信となる部分であると思います。

また②NPOとしての任意団体については、NPO法人制度がはじまる前から様々な分野で活動がなされ、実績をあげている団体も多いことは周知のとおりです。法人格を取得するしないは、それぞれの団体の方向性の問題であり、決してNPO法人が任意団体の上位団体ではないことは、その実績からも分かると思います。また、団体数も出雲市総合ボランティアセンターに登録している任意団体の数が県内のNPO法人数と変わらないことからもその多さが分かります。

あと、最後の部分にNPOの活動範囲が「福祉・環境・まちづくりなど幅広い分野・・・」となっていますが、これではあまりにも挙げた例が少なすぎて、これもまた県民に偏ったイメージを与えることになると思います。

4. 訂正案

- ①最初の点線内においてきちんとボランティア・NPO（任意団体、法人）と記述する。
- ②総務省の調査結果を提示し個人のボランティアの活動状況を紹介。
- ③NPO（任意団体）の活動状況などもきちんと記述する。
- ③最後の結びもまた「NPO法人をはじめ・・・」ではなく「ボランティア・NPO（任意団体、法人）をはじめ・・・」とする。
- ④活動範囲においては少なくともこの「中間とりまとめ」内の項目にある「観光・福祉・環境・子育て・災害・教育・男女共同参画・国際・スポーツ・文化・まちづくりなど・・・」ぐらいに広げる。

5. 最後に

以上、意見を述べさせてもらいましたが、「NPO」については 26 p の「県民・企業・NPOなどとの幅広い協働による総力の結集」という点からも分かるように非常に大切なファクターであることは違いないと思います。この部分をきちんと県民にも分かりやすく伝え、県民自身が行っているボランティア・NPO（任意団体、法人）活動 = [社会活動]が「活力ある島根をつくることになる」と理解してもらう必要があるのではないかと思いますので、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

⑤ 島根県、松江市 (別紙 2 のとおり)

3 郵送・FAXによる意見(1件)

① 島根県、江津市

何かが悪いのと仕方がない事との両方の状態で進んでいくと、私は感じます。その要因であるグローバル化はやむを得ないものでしょうが、まだ早過ぎると思います。この計画は、県全体の大きな枠ですが、将来にも影響のあるものと考え、まず、地方から発信する日本文化を環境として残しながら、安全、安心な生活を実現していただく事をお願いいたします。

人間が文明を進化させてきたのは、互いに生きていくためではないでしょうか。先日見た、男子のバレーボールの試合で日本対アメリカ戦でしたか、勝負に対するアメリカ選手同士の協力関係というのが見て分かりましたが、試合を通じた勝敗を越えた協力というのは、まだ日本にあると思います。この意識を深化させる事によって、体格差を補う打開策はあるはずです。これは経済面における venture ではなく、defense といった事です。例えば、食料品の流通において、仕入れから販売まで信頼のおける形で（きちんと検査して）進める事が、安く品質の悪いものを除き、また、価格を適正化させ、消費者の判断に頼る今の不安定な在り方を解消できると思います。

表面上の損得ではなく、真に有り難みが感じられるような工夫をすれば、県民が納得するのだと思います。

4 その他の方法による意見(2件)

※ 電話による受付は、件数が多い場合は対応が困難となるため、また、正確な意見聴取できない恐れがあるため、実施しませんでしたが、次のような意見が寄せられました。なお、意見内容は担当者が電話でお聞きした内容をまとめたものであるため、表現等が不正確な場合が有ることをご了解願います。

① 島根県、奥出雲町

奥出雲町で“エゴマの会”を立ち上げる家庭での経験※から、今後の人材育成についての意見・提案。すぐに取り組んで欲しい。

※ 何もないところからエゴマに取り組み始めた。出る杭は打たれるがごとく、物心両面からの圧力があった。周囲からボロカス言わされたことも。やる気のある者をすぐダメという風土に大変苦労した。その後、県、島大のプロジェクトへ採択され、現在では芽がでつつある状況。エゴマの会は5年目。

→やる気があって、がんばろうとする者に対して、サポートする人々を育てることが必要。

→補助金が出れば始めるという考え方を変えることが必要。

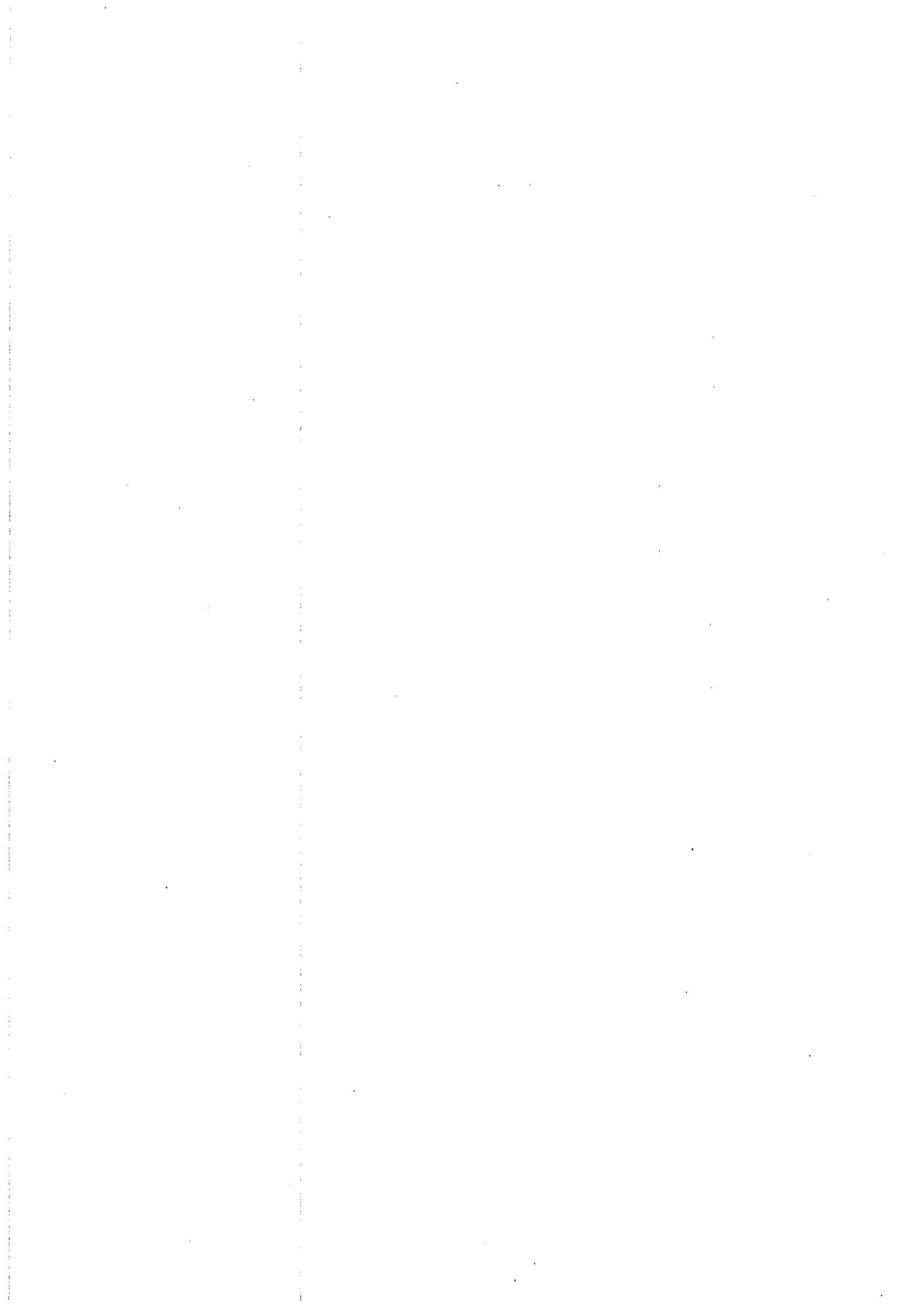
→そうした人材を育てるには、教育者や指導者の立場の者の意識改革がまず必要。

→意識改革ができないようだと、依然、全国の中での順位も低迷すると思われる。

→人材育成の手法として、Uターンしないリスクがあるが、若者を3年程東京などへ放り出す手もあるのではないか。

② 島根県、東出雲町

子育て支援について、一つ言いたい。現在、東出雲町に住んでいるが、松江市で店をやっている。職場のある松江市で子どもを預けられたら良いのだが、できない。市町村の枠を超えた行政の取り組みができないのか。



島根総合発展計画に関する提案

(はじめに)

1 島根の衰退原因.....	1
2 持続的発展に向けた基本構想.....	1
2.1 国土の均衡ある発展と島根の位置づけ.....	1
2.2 基本構想.....	1
2.2.1 島根の強みとは何か.....	1
2.2.2 緊急対策として何が必要か.....	2
3. 具体策.....	2
3.1 国策に関連した補助金収入等の拡大計画.....	2
3.1.1 食糧安保論に基づく農地整備.....	2
3.1.2 CO ₂ 削減目標における国内調整.....	3
3.1.3 災害防除機能に対する補填.....	3
3.1.4 親子同居世帯等に対する介護保険料等の控除.....	3
3.1.5 社会インフラ整備率等に基づく交付税の調整.....	3
3.1.6 海域環境保全費の創設.....	3
3.1.7 道路防災点検・維持.....	3
3.2 産業振興策.....	3
3.2.1 “地産地消”の徹底.....	4
3.2.2 一次産業と建設業のリンク.....	4
3.2.3 開発資金等の支援策拡充.....	4
3.3 公共事業の見直し.....	4
3.3.1 無駄な事業の排除.....	4
3.3.2 事業の多目的化.....	4
3.4 グランドデザインの早期確立.....	5

(終わりに)

平成19年12月4日

(はじめに)

“島根総合発展計画”について意見が求められているが、一部認識のズレがあり、導き出される方向性が懸念される。

すなわち同計画書では“建設業の生産額はピーク時（平成 11 年度）の 4 分の 3 にまで減少…”としているが、“ピーク時の 3~4 割まで減少といった異常事態”というのが実態である。

同計画では 10 年後を見据えているが、筆者の従事する建設業は廃業者が顕在化しつつあり、おそらく 1 年以内の勝負と考えている企業が多いものと思われる。

あるいは、同計画書に“内外の経済環境、社会変化を踏まえると…飛躍するチャンスである”としているが、

“社会的リセットの時期であり、従来の慣例（規則、基準）を打破し、地方自立のためのローカルルールを構築するチャンスである。しかも危機を脱することができるか否かは依然として不透明である。”

といった認識が必要と考える。

以下これらについて、建設関連業従事者の立場から具申する。

1 島根の衰退原因

島根の県民性について、“ねばり強い”とする反面、以下のような評価がある。

- ・新たなものを受け入れにくい
- ・男性はおとなしく、やや精彩を欠く
- ・他力本願（=悟りの境地）で消極的

すなわち、島根の衰退原因のひとつに“慣例を打破しがたく、あくせくせず、のんびりと運を天に任せ、外部に対しては遠慮勝ちである…”といった県民性があげられる。とすれば、最初に県民あげての意識向上運動が必要ではなかろうか。

県民所得（全国 35 位）よりも、豊かさの指数（全国 10 位以内）をよりどころに現状を可とすることも一案と思われるが、集落が存続しての指数であることを認識しなければならない。

以下は、“他力本願的”なところを修正し、強い意志を持って県勢を向上せしめるための提案とする。

2 持続的発展に向けた基本構想

島根の財政力は弱く、当面は国の支援が必要であり、緊急対策としても、これをいかにして導き出すかに県の存亡がかかっている。ただし、現在、地方と都市部とで税財源等の奪い合いが行われているが、単なる“お恵みを…”であってはならず、国民すべてが納得するような正当な対価として要求すべきであり、そのための理屈付けが必要である。

2.1 国土の均衡ある発展と島根の位置づけ

10 月の“財政健全化に関するパブリックコメント”にも示したように、狭い国土でかつ世界有数の変動帶という脆弱地盤にたつ我が国では、以下のような観点から国土の均衡ある発展が不可欠である。

- ・地震災害に対するリスク分散
- ・食糧安保対策

仮に現状を放置すれば、地方が衰退し、都市部に人口が集中することになる。地方のインフラ整備等は不要となり、より合理的な経済圏が構築できるが、新潟沖地震でも経験したとおり、リスク分散がなされていなければ車等の生産が滞ることになる。あるいは食糧の輸入が途絶えれば、大きな社会混乱を招くのは必至である。

従って多少効率が落ちても、国土の均衡ある発展は不可欠である。そのようななか、島根は比較的、地震災害危険度が低く、国策として投資する価値のある地域に位置づけられる。

2.2 基本構想

2.2.1 島根の強みとは何か

島根の強みにおいて、県全体を担うようなものはないものと思われるが、あえて活かせるものに森林、農地、海域、およびこれらを含む観光があげられる。

県土の均衡ある発展を目指すには、これらに関連した産業（農林水産業、建設業、観光業）の維持・振興にもとづく地域集落の維持（定住化対策）といった戦略が不可欠である。

2.2.2 緊急対策として何が必要か

公共事業の削減等が引き続き継続される現状において、前述したとおり、当面は国の支援策をいかに正当な対価として引き出すかが喫緊の課題である。かつ、これらの多くは関連従事者に直接支給することで、定住化を促進させることが重要である。

一方、地方の自立には地場産業の振興が不可欠であり、当面は“地産地消”を徹底し、例えば公共事業費の県外流出を極力抑制するなどの対策強化が必要である。

以下、これらに関する具体策を示す。

3. 具体策

ふるさと納税制度等のように、都市部から地方への補助金等分配を巡り議論がなされているが、説得力を増すために、各補助金等に対する正当性を訴えるほか、各補助金対象事業を国策として位置づける必要がある。

これらが認められれば、都市部と同じような人口構成や産業構造を持つことなく、田舎暮らしに価値観を見いだせる人を主体に健全な地域コミュニティを持続していくものと考える。

3.1 国策に関連した補助金収入等の拡大計画

3.1.1 食糧安保論に基づく農地整備（食糧安保、地域活性化対策）

以下の理由により、食糧に関しては自給自足を原則とすべきであり、そのための基盤整備（維持管理を含む）を国策として行うものとする。

- ・食糧自給率が40%程度と他先進国に比べ極端に低い
- ・中国産等の食の安全が問題となっている
- ・食糧の燃料への転換など、今後、安定的（量、価格）輸入が保証できない

国による補助金は、農業の場合、農地面積等に応じて、農業従事者あるいは地権者に直接支給とする。

整備内容は農業の場合、大規模化（生産性向上）を目指すものであり、生産者としての担い手は主に建設業者とする。かつて農閑期に農業従事者が土木作業員として現金収入を得ていた時代があり、また両者は地域社会を構成する主要メンバーであることからも、これらの融合はごく自然なことといえる。

3.1.2 CO₂削減目標における国内調整（国土の保全、削減目標の達成）

京都議定書に定められた各国のCO₂削減目標を達成する手段として、自国での不足分を他国への環境技術供与といったことで補填するといった国家間の取引が行われている。

国内でもこれと同様の施策を行うものとし、森林所有面積や人口密度、道路整備率、車所有台数、汚染物質排出工場数等に応じて、削減効果の低い自治体から高い自治体へ削減費等の名目で補填する制度を創設する。

3.1.3 災害防除機能に対する補填（無駄な事業の排除、国土の保全）

世界有数の変動地帯に位置づけられ、脆弱な地盤から構成される我が国は毎年、局地的豪雨災害等に見舞われているが、地方に分布する森林、水田には水源涵養やダム調整機能等の国土保全機能がある。これらをダム造成・維持費に換算することで、これに相当する事業費を国土維持管理費として補填する。

3.1.4 親子同居世帯等に対する介護保険料等の控除（健全化社会再構築促進策）

地方に定住しなければならない理由のひとつに親の介護があり、親子同居世帯等に介護保険料に相当する費用を補填することも、地方活性化策のひとつとなりうる。

3.1.5 社会インフラ整備率等に基づく交付税の調整（公平な福祉を受ける権利の補填、無駄な事業の排除）

産業構造の変化から、地方から都市部への人口流出が続き、それに応じて社会インフラ整備率に格差が生じた。今後地方が整備されたとしても数十年の遅れを取り戻すことはできず、インフラ整備率に応じた地方交付税の地域間調整（東京等はマイナス交付）が必要である。

3.1.6 海域環境保全費の創設（官から民への部分委託）

海域環境の保全対象には以下のものがあり、これらを漁業関係者が無償で行っているとすれば、国費として直接補償する必要がある。

- 拉致や麻薬取引等不法侵入者に対する監視（治安等の維持）
- 越前クラゲ等異常発生物の除去、撲滅（海洋資源の保護）
- 流木、治療器具等の漂流危険物の除去（海岸保全）

3.1.7 道路防災点検・維持（官から民への部分委託）

道路は国土の動脈であり、この維持管理をきめ細かく行う必要がある。例えば落石や地すべりは異常豪雨等とは関係なく発生することがあり、平常時においても定期的なパトロールが必要である。

現在コンサル業にこれを委託しているものと思われるが、地元建設業者の方が機動性に優れている。地方建設業者の経営基盤強化に資するためにも、簡単な応急対策（土砂、積雪除去、安全標識の設置等）を含めた維持管理事業を通年委託する。

3.2 産業振興策

3.2.1 “地産地消”の徹底

公共工事においては地元企業および地元産資材を用いることを原則とする。民間工事においても地元産を使用した場合の優遇策を創出する。

すなわち、現状では都市部メーカーの製品を用いて、県外業者が安価な工事費で下請けするといった実態がある。その結果施工費の大半が県外に流出し、地域経済の活性化に寄与するが少ないといった問題がある。

“地元企業に発注しているから問題ない”といった誤解が一部に見受けられるが、施工体制等を末端部まで管理し、“地元施工”に徹する必要がある。

また元請け業者とすれば安価に施工する県外業者を重宝したいところであろうが、県全体が振興しない限り“一人勝ち”はあり得ないことを理解すべきである。

さらに、構造物の材質にしても地元産ができるものを使用すべきであり、工種によっては、例

えば鋼製のもの（大手メーカーによる既製品）をコンクリート製（地元企業で製作可能）にすることなどは、直ちに実施可能と思われる。

3.2.2 一次産業と建設業のリンク

県土の均衡ある発展を考えた場合、一次産業と建設業のリンクは不可欠であり、経営の多目的化といった視点からも有効的手段と考える。

すなわち、建設業は受注（受け身）産業であり、収益を一定的に維持することは困難である。一方、一次産業も経済のグローバル化の波をもろに浴び、衰退の一途をたどっている。そのためこれらの扱い手をリンクし、収益性の平準化を図る必要がある。

特に一次産業の衰退は扱い手の高齢化といったこともその一因となっており、基幹産業として再興するには若者が従事しやすい環境（持続的収入の確保等）を整備する必要がある。それには前述したような“国策”を絡めた支援策が不可欠である。

3.2.3 開発資金等の支援策拡充

近年、企業の新規分野進出を支援するための“事業可能性等調査費”等が削減され、かつ類似したものにしても、より高度な内容のものが求められるようになった。事業の成果が十分得られないことが原因と思われるが、中小零細企業にとって開発資金捻出は困難を極めるものである。県活性化のマグマともいいくべきものを絶やしてはならず、金額を落としてでも従来制度を維持してもらいたい。

3.3 公共事業の見直し

3.3.1 無駄な事業の排除

だれしも無駄な事業を行うものはないと思われるが、例えば大橋側の拡幅事業は数十年前に立案されたものである。これが100年確立超過水位に対して設計されているとした場合、“100年に一回被災するのであれば、我慢することも必要ではないか”といった素朴な疑問も周囲で見聞される時代となりつつある。

斜面災害にしても、近年はハード（抑止対策）よりソフト（リスクの回避等）面での対応が重視されつつあるが、これらに関しては限られた担当技術者にゆだねられているのが実態である。

例えば道路法面にくまなくアンカー受圧版が貼り付けているが、“どのような設計をすればそうなるか、はなはだ疑問である”といったことは、著名な研究者からも指摘がなされている。

特に大がかりな工事については、単に技術的な面のみならず、社会的評価等も加えて、段階的に適切なチェックができるよう、事業計画・設計システムの再構築が必要と思われる。

3.3.2 事業の多目的化

下水道と集落排水のように、類似した工事が隣接して別途体系で行われるため、多くの無駄が発生しているといった実態があり、これらを防ぐための各事業主体の調整が必要である。

特に県土の多くが災害危険（特殊土壌）地帯に指定されていることから、中山間地整備事業による農地整備と地すべり対策を兼ねることができれば、費用対便益が倍増する等、県勢の発展に大きく寄与することができる。

国の事業のあり方を根本的に見直す時期にきており、説得力のある提案をするためにも、県土のグラウンドデザインを早期に確立する必要がある。

3.4 グランドデザインの早期確立

戦略性をもって県勢の合理的な発展を目指すには確固としたグランドデザインが必要である。

○県土の均衡ある発展を図るための機関産業と扱い手となる地域の特定

→指定区域に国策を絡めた支援を行う

→特区制度の利用はできないか？

○合理的発展を目指すためのコンパクトシティといったようなものの導入

→費用対便益を最大限に高めるため、居住区域と生産区域を分離するなど、地元民の協力が不可欠

○観光地へのアクセス路

山陰道等の路網が整備されれば、山陰海岸沿いの観光地がリンクされ、集客数の増加が期待される。ただし米子道が開通すると同時に、これに大きな期待を寄せていた皆生温泉が急激に衰退していった。浜田道の“ストロー現象”といったことも話題になったが、いずれにしても戦略性を持った整備計画が必要と思われる。

あるいは観光地の新規開拓として、島根半島（出雲市）北側（海岸地形が絶景）に容易にアクセスできる路網整備（＝居住者のインフラ整備）や風力発電施設とリンクした開発等も有効と考えられる。

○余剰農産物の処理

農業の難しさに市場の価格変動があり、利益のない農作物を破棄するようすがしばしば報道されている。世界中には飢餓で苦しむ人が多数存在しており、こうした余剰生産物を国費で食糧支援に回すことができるとすれば、農業経営が容易となる。

○企業誘致策について

進出企業が重視する項目に以下のものがあり、島根の場合ほとんど条件を満たしていない。そのため、当面の成果は多くを期待できないものと思われる。

ちなみに他県の自治体では倒産被害等を防ぐため、一流企業に照準を絞っており、安易な誘致は避ける必要がある。

企業が重視する進出条件	島根の現状
交通のアクセス	高速道路や新幹線が未整備
当該地域における製品・サービス需要	ほとんどなし？
地域資源（用地・労働力等）	用地のみあり
既往の拠点等との近接性	なし？

○IT産業について

ITは“単なる手段である”ということが多くの識者から指摘されているほか、ソフト関連業は“人材の使い捨て=絶え間なく進歩するシステムに対応できない”といわれている。このような先端（過当競争）産業は関連業が集積する都市部で強みを発揮できるもののように思われる。

(終わりに)

島根の近未来が県職員の双肩にかかっていることは明白であり、リーダーとしてこれを担うものは他にいない。これまで多様な対策が実施され、成果を得るのに時間を要するものもあると思われるが、5年後、10年後の目標より速効性のものが求められている。“地産地消”的概念はそのひとつである。“なりふりかまわない”といった姿勢も必要であり、是非ともそのような具体策、速効策を講じて頂きたい。

以上

島根総合発展計画 一地域づくりの方向と実施計画一

1. 島根の現状

- 経済のグローバル化や輸出産業優先策などから、地方の中小企業や農業は大きく疲弊した。
- 島根の一次産業や建設業の従事者率は全国平均より高く、担い手は高齢者主体となっている(表1)。
- 人口密度が低く、森林面積率が高いこと等から、島根は投資対象から外れ、中山間地集落を主体に衰退しつつある。

表1 県勢の状況

比較項目	島根県	全国	備考
産業従事者率	一次産業	1.1%	0.5%
	二次産業	28.5%	26.8%
	建設業	12.4%	8.2%
高齢者（65歳以上）従事者率	農業	60%	
	漁業	40%	
県庁所在地の人口密度		全国42位	
県民所得ランキング		全国39位	平成12年度
森林面積率		全国3位	
耕地面積率		全国44位	

2. 地域づくりにおける問題点

- 先進県と同様な産業発展を遂げるための社会インフラが欠如し、かつ、その立地条件にもない。
- 財政再建等により公共事業費がピーク時の1/3程度まで削減され、今後も復活する見通しはない。
- 自立のきっかけとなる確固たるグランドデザインがなく、県民意識(連帯感)も乏しい。

3. 地域づくりの方向と実施計画

- 市場原理主義の弊害（資本主義社会の限界）が顕在化しつつあり、今後修正ベクトルが働くものと思われるが、農業等においても輸出に転ずる兆しがありグローバル化の波が閉ざされることはない。
- かつての“青刈り補償”といった自立を阻害するようなばら撒き政策は改め、地域の産業構造をいかに自立型に転換していくか、そのための基盤整備、システムの構築がポイントとなる。
- グランドデザインのコンセプトとして、福祉の最低限補償といったローカルスタンダードをベースに、グローバル化（上方への格差容認）にも適応できる多様な社会を目指す。
- インフラ整備に取り残された現状にて、ローカルスタンダードによる地域づくりは国の支援が不可欠であり、国策に絡めた大義名分（持続可能な社会の構築と国土の均衡ある発展）とこれにリンクした施策が不可欠である。
- 特に定住化と県土の均衡ある発展を前提とした場合、基本的に一次産業と建設業をベースに構築することが妥当である。

表2 近年重要視されているテーマ

テーマ	目的	備考
環境保全	地球温暖化による異常気象や、これに伴う国土の水没、生態系の変化・破壊等の防止	酸性雨による森林被害が顕著なドイツでは家畜の糞尿を利用した先進的発電技術に取り組んでいる。イニシャルコストにおいて割高であるが、電力会社による買取を義務付けることで運用可能なシステムとするほか、環境の維持といった長期的なコストを考慮した取り組みとなっている。
安全な食の確保	10数年後に現状でまかなえる75億人を突破するため、現段階から増産基盤整備が必要	国際分業化社会を唱える人がいるが、イギリスなどは計画的に自給率を高めつつある。現実問題として地球上での紛争は絶えることがなく、かつ最近中国で食料輸出に関税処置を講じるなど、自給率向上は不可欠である。
新エネルギーの確保	化石燃料の枯渇や地球温暖化防止（二酸化炭素の削減）	穀物の燃料化が問題となっているおり、代替材として間伐材の取り組みが進展している。広葉樹や竹等の利用も可能となれば、島根県としては極めて有利な環境となる。
将来への不安	安心して暮らせる社会を構築することで、経済の活性化等を図る。	将来への不安は少子化や消費活動の低迷等多様な方面に影響を及ぼしており、社会福祉の充実など最低限の生活を保障することが喫緊の課題と思われる。

3.1 自治体等再編による社会基盤の強化

- 自治体を流域単位で再編し（表3），行政の無駄を排除するとともに，道州制の前段としての各自治体（あるいは連合体）の組織強化を図る。
- 学校等も整理縮小し，教育の効率化・平等化を図る。
 - ・広域自治体毎に公的機関による弱者（学生，老人等）の無料送迎システム等を整備する。
→交通機関の整備，タクシー会社等の活用
 - ・僻地校では，運動部等において指導者が不足し，極めて不平等な取り扱いを受けている。
→多くの有能な若者が中学・高校の段階から，県外流出している実態を重視すべきである。
 - 県民の幅広い教育（育成）を図り，スポーツ等で好成績を残すことも地域活性化の重要な要素である。

表3 流域単位による自治体の再編

流域	支町村	人口		面積	人口密度
斐伊川河口	安来	43,834			
	松江	196,603	254,630	384.80	661.72
	東出雲	14,193			
斐伊川	奥出雲	15,813			
	雲南	44,407			
	飯南	5,979			
	出雲	146,224	239,866	708.70	338.46
	斐川	27,443			
江の川	大田	40,699			
	川本	4,323			
	美郷	5,911			
	邑南	12,942	91,619	809.10	113.24
	江津	27,744			
周布川	浜田	63,043	63,043	162.59	387.74
高津川	益田	52,409			
	津和野	9,512	69,284	578.01	119.87
	吉賀	7,363			
隱岐	隱岐	23,693	23,693	225.48	105.08

3.2 持続可能な社会の構築

- 地球環境の保全：化石燃料から生起可能な自然エネルギー活用への転換
 - ・海岸地形を利用した風力発電施設の増設（→脱石油）
 - ・家畜糞尿を利用した発電施設（ドイツ）の導入（→リサイクル）
 - ・間伐材，広葉樹，竹を利用したバイオマス燃料の開発，ペレットストーブの普及（林業の活性化）
- 食糧の自給
 - ・中山間地対策として，大規模農地造成（大型機械化）を図り，担い手の高齢化を可能とする。
 - ・建設業者の参入を助長することで，担い手の確保とこれの経営安定化を図る。

3.3 国土の均衡ある発展（定住化対策）

- 一次産業，建設業の持続的発展による定住化促進を図るには経営の安定化が必要であり，国土の維持管理を委託する。
 - ・農林業：農地・森林整備による公益機能の維持管理
 - ・漁業：浮遊物の除去，蜜入国者の監視等
 - ・建設業：道路パトロール，災害時の応急処置等

3.4 少子高齢化対策

- 少子化の要因に地域社会や大家族制度の崩壊が指摘されており，同居手当や自宅介護手当の創設等により，これを少しでも取り戻す方向につなげるとともに，社会的コストの削減を図る。
- “高齢者福祉県宣言”による高齢者誘致，高齢者ビジネスモデルの構築
 - ・全国に数十万人の介護待機者が存在し，極めて劣悪な環境におかれている。
 - ・県内の温泉地を中心とした介護施設を整備しこれらを受け入れるといった，第三セクター等によるビジネスモデルを構築できないか？

- ・この場合資格要件を緩和し、元気であれば高齢者でも従事できるようになることが肝要である。

3.5 宍道湖～中海圏域の活性化策

- 当圏域に 60 万人が居住するが、交通網の発達が悪く、誘致企業への地元就職率も悪いため、中核市を目指した戦略的整備を行う。
 - ・JR と一畑電車を利用した交通網を形成（15～20 分間隔以内で運行）し、観光客はもとより子供や老人が自由に移動できるようにすることで、圏域の活性化を図る。
 - ・高速車両も交え、全域を通勤圏内とすることで、誘致企業への人材確保等を支援する。
 - ・若者の定住化や観光客・新規企業の誘致には伯備線の高速化（岡山・米子間ノンストップ、1 時間以内）や尾道線の開通が不可欠である。

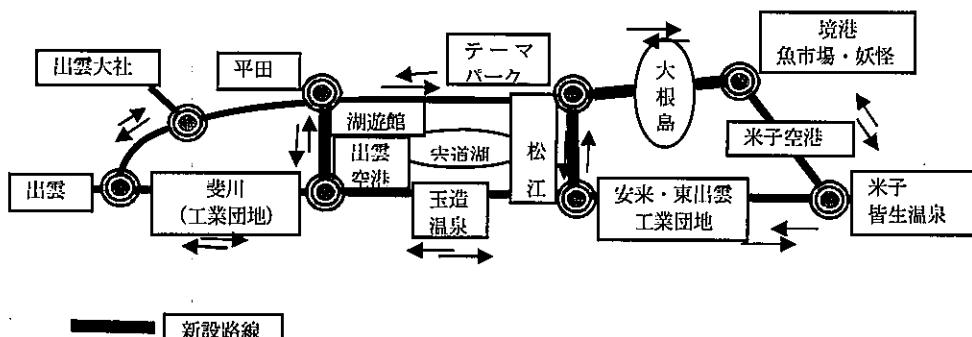


図1 宍道湖～中海圏域活性化交通網

4. 行政の果たす役割

- 行政によるグランドデザイン（ビジョン）の提示
 - ・民間による投資計画の誘発
 - 自立可能な自治体の育成
 - ・流域単位ごとに設定した自治体単位（表3）で、コンパクトシティといった概念に基づく効率的な社会インフラを整備し、生活基盤、産業基盤の確立とともに、自治体の自立を促す。
 - 行政による地元需要の喚起（さそい水）
 - ・地元産使用に対する奨励金制度等の創設
 - ・地元産を用いて、地元企業ができる事業内容への転換
 - 自治体の財源
 - ・三位一体改革に従うとともに、従来配分との調整を環境保全費として国に求め、恒久財源とする。

表4 自治体財源としての環境保全費支払区分

財源対象	算出項目	数量多	数量少	備考
二酸化炭素固定費	森林・耕地面積、海岸線距離等二酸化炭素固定に関連するもの	収入増	支出増	現状の財源実態に合うよう、重み付けによる調整が必要
	人口、車、道路延長、重工業地帯等二酸化炭素排出に関連するもの	支出増	収入増	

○一次産業の誘導方向

- ・食糧安保やグローバル化社会への対応に資するため、産業基盤整備を国策として実施する。
→大規模農地や栽培漁業基地等の造成、担い手として建設業等の参入促進
 - ・行政による地元需要拡大策や高付加価値品目の移出・輸出等の促進
→無農薬栽培（食の安全）や栽培漁業技術の支援

○建設関連業の誘導方向

- ・従来、企業には研修および研究開発等が計上されていたが、過当競争により真っ先に削除された。
- ・技術力を維持発展するには上記予算の確保が必要であり、今後価格主体の競争は排除していく。
- ・業者の棲み分けを明確にすることで、均等な地域振興を支援する。

表5 入札参加区分

業種区分	入札参加業者
単純作業・工事費小	事業箇所流域に所属する企業
高度な技術を要するもの・工事費大	地元を主体とする企業 地元企業と同等の居住社員を擁する県外企業
地元企業で対応できない事業	県外企業

- ・コンサルタント業務は設計コンペ方式とする。
→技術（品質、安全、工期、工事費等）を競うことでトータルコスト削減を図る。
→基本的に従来型競争入札は廃止し、適正な利益を確保させることで地域の活性化につなげる。

表6 落札手順

コンペ募集	有資格者による設計コンペ	詳細設計
参加対象は 表5に基づく	○統一様式、無記名にて実施 ○設計方針、調査・設計費、予定工事費、設計内容 における地元経済活性化貢献度等にて比較 ○上位3社にて、各設計に対する反論（文章にて） ○2、3位社には検討費を一律支給	コンペ勝者 （委託予算は標準単価にて算出し、設計 コンペ費は計上しない）

- ・工事においても仮設計画（仮設費、安全性、工期等）を主体としたコンペ方式とする。
- ・一般にコンサルは施工（特に仮設）に疎い場合が多く、その部分で技術を競うこととする（コンサル業務から仮設詳細計画等を除去する）。
- ・自社計画による仮設費と本工事における発注予算（公表）で施工できる業者が応募することとなる。
- ・落札者は、仮設費、納期、安全性、地元経済活性化への貢献度等を総合して決定する。

以上

